

所定疾患施設療養費にかかわる治療の実施状況

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、毎年4月に前年度の当施設における所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。所定疾患施設療養費とは、介護保険施設において入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症等の所定の疾患を発症した場合における施設での医療について評価されるものです。

令和6年度の実施状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

所定疾患	人数	治療日数	項目	内 容
肺炎	1人	8日	投薬	クラビット・アンブロキシール・抗生剤
			点滴	抗生剤
			検査	採血・胸部レントゲン
			処置	
尿路感染	2人	14日	投薬	セフカペンピボキシル
			点滴	
			検査	採血・検尿
			処置	
蜂窩織炎	1人	8日	投薬	セフカペンピボキシル
			点滴	
			検査	
			処置	ゲンタシン軟膏塗布
带状疱疹	0人	日	投薬	
			点滴	
			検査	
			処置	